

2023年8月

お客様各位

株式会社山陰合同銀行

## インボイス制度に向けた当行の対応について

2023年（令和5年）10月1日よりインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されます。当行ではインボイス制度への対応方法を以下の通りとさせていただきますので、ご確認願います。

### 記

#### 1. 適格請求書発行事業者の登録番号

T6 2800 0100 0230

#### 2. 当行からの領収書等の発行について

・手数料のお支払い方法により以下の通りとなります。

お支払方法	領収証等の発行	発行方法	ご注意事項
(1) 窓口等で行員が受付	発行	紙	各種手数料の領収書、振込手数料受取書など（※1）
(2) 預金口座からの引き落とし	発行	電子発行	原則電子的方法により発行致します（※2）
(3) ATM等によるお手続き	非発行	-	（※3）

（※1）当行所定の振込依頼書を利用し振込を行った場合などは、複写式の「振込手数料受取書」をインボイスとしてご利用いただけます。その他の場合は、「領収書等」の発行をお申し出願います。

(※2) 「手数料引落通知書兼領収書」を10月1日以降、毎月15日および月末締めにて、原則として、電子帳票交付サービスにて月2回発行いたします。

A. 「ごうぎんビジネスインターネットバンキング」または「ごうぎんBizポータル」を  
ご契約中のお客様

- ・お手続きなしでご利用いただけます。
- ・なお、初期設定では全てのユーザーに閲覧権限が付与されております。「手数料引落通知書兼領収書」の閲覧を特定のユーザーに限定する場合は、10月15日までに権限の変更をお願いします。
- ・操作方法はご利用マニュアルを参照ください。<ご利用マニュアルは[こちら](#)>

B. 上記のご契約がないお客様

- ・郵送にて発行いたします。
- ・郵送よりも早く「手数料引落通知書兼領収書」を閲覧でき、口座の残高や入出金明細が無料でご覧いただけますので、是非この機会にBizポータルのご利用をご検討ください。<ごうぎんBizポータルは[こちら](#)>
- ・対象となる取引がない場合は「手数料引落通知書兼領収書」の交付は行いません。作成の有無等についてのご連絡は差し上げませんので、ご了承願います。
- ・一部の手数料は、「手数料引落通知書兼領収書」には掲載されませんので、別途お客様にインボイスの要件を満たした書面を交付するなどの対応を順次実施してまいります。

(※3) A T Mおよび両替機で発生する手数料は原則として3万円未満となり、インボイスの交付が不要な「3万円未満の自動販売機、自動サービス機におけるお取引」に該当します。

お客様が一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることが可能となります。

### 3. 当行に対するインボイスのご提出について

インボイス制度開始以降、当行がお客様に対して、消費税を含む代金（対価）をお支払いする際、お客様が適格請求書発行事業者の登録を受けている場合には、当行に対してインボイスの提出をお願いいたします。

インボイス制度への対応、および電子交付に関する各種手続きなどにつきましてご不明な点等がございましたら、お取引店の窓口までお問い合わせ下さい。

以上